

- ☐ 会社だけでできるものじゃないの？えっ違うの？
- ☐ パートさんは関係ないよね…えっこれも違うの？
- ☐ 厚労省の資料を見たけれど、まるで分かりません…
- ☐ マイナンバー対応に追われ手が付けられていません…

平成 27 年 10 月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office 新潟県弁護士会所

理事長 和田 光弘

このようなことで悩んでいませんか？一つでも気になったら、この機会に是非!! TEL:0120-15-4640 FAX:025-280-1112

労務連続セミナー 第 3 回

限定 40 名様

『ストレスチェック義務化法 2015 年 12 月施行に向けて』

～企業として本当に必要な対応～

拝啓、秋涼の候、皆様におかれましては、ますますご清祥の事と存じます。

改正労働安全衛生法によって創設されたストレスチェック制度が、いよいよ本年 12 月より施行され、従業員 50 名以上の事業場については、導入が義務づけられます。

このストレスチェック制度は、うまく活用すれば、従業員のストレス状態に気づき対処することで、うつなどのメンタルヘルス不調や休職を未然に防止し、職場の環境改善にもつなげられ、企業の生産性を高める上で有効な制度といえます。しかしながら、企業のご担当者様からも、制度内容が複雑で、誰が何をするのか、非常に分かりにくいといった声が多く寄せられています。

本セミナーでは、制度の義務化を間近にひかえ、企業として本当に必要な対応が何であるか、労務に関する相談や依頼を多数受け、また労働問題に関する講師の経験も豊富な当事務所所属の五十嵐亮弁護士と内山雅視社労士が、わかりやすく解説いたします。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、**FAX にて 11 月 16 日（月）まで**にお申し込みください（先着 40 名様限定）。敬具

日時

11/17(火) 14:00～16:00

会場

新潟テルサ

3 階 研修室 1

新潟市中央区鐘木 185-18

参加費

4,000 円（お二人目から 2,000 円）

※税込・後日振込先をご案内します。

顧問先の皆様は 2,000 円（お二人目から 1,000 円）

対象者

事業主様・総務人事部門担当役職員の皆様

講座 1 「メンタル不調に伴う企業のリスクとストレスチェック制度」

14:00-14:45

講師 弁護士 五十嵐 亮



講座 2 「ストレスチェック制度～企業として本当に必要な対応～」

14:45-16:00

講師 社労士 内山 雅視



ストレスチェックセミナー参加申込書 FAX : 025-280-1552

（土業の方は土業名）

事業所名

参加者氏名

住所

質問事項等

電話

FAX

メールアドレス

@

《定期セミナー等のご案内（メルマガ登録）について（今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要）》